

# 相 談 事 例

ID : 02-04-007

## 相談タイトル

民地間に設置する「塀」についての高さ等の制限について

## Q：ご相談内容

相談者隣の家で、隣地境界（隣の家の敷地内）にブロック塀を設置したが、相談者の家と隣地境界との間が狭く、そこにブロック塀ができたことから、家の周りを通ることが困難な状況になってしまった。隣地境界に設置する「塀」について高さ等の各種制限がないのか聞きたい。

## A：回答

建築基準法や都市計画法の中に、建築協定や地区計画など、地区レベルで街づくりのルールを定めることのできる制度があります。建築協定や地区計画が定められている地区では、その中で境界については、塀の高さを1.2m以下や塀の種類を「生け垣」としなければならない等の定めがなされる場合があります。

その様なルールのない、一般的な地域については、特に、境界に設ける「塀」について、高さの制限はかかっていませんので、「塀」の材料、例えば補強コンクリートブロックの塀であれば、2.2m以下等、使用する材料によって、構造基準的な視点から、高さの限度が自ずと定まってくるものと考えます。ご相談の内容ですと、塀を設置する隣地の方にお問い合わせや要望により、対応を図ってもらうことになる内容と考えます。